

3年延長保証サービス規約

株式会社エムテック

3年延長保証サービスの概要、サービス規約、掲載事項をご覧になったか否かを問わず、申込を頂いた時点でそれらの内容に同意頂いたものとします。

(1)保証内容

メーカーの1年保証を3年間に延長します。

メーカーが定める保証規定に準じ、対象製品付属の取扱説明書、ご利用規約、本体注意ラベルや表示などに従い、正しい方法で使用していたにも関わらず、保証期間中に対象製品に主要な機能の使用に支障をきたす故障が生じた場合、主要な機能が支障無く利用出来る状態に戻す為に生じた修理費用、対象製品をメーカーが指定する場所まで送付する送料、メーカーが対象製品を返送する際の送料が無料となります。

(2)対象外となる費用

修理に関わる下記の費用につきましては保証の対象外となります。

1、メーカーの保証規定により保証対象外と判断された場合に掛かる費用。2、修理の依頼に掛かる通信費や対象製品の返送実施に掛かる交通費等。3、修理期間中の代替機レンタル費用、機会損失等の修理費以外の費用。

(3)保証限度

1、メーカーが修理不能と判断した場合、同等製品への交換を行う事で保証が完了したものとします。2、製品の購入代金、延長保証サービス料金などの返金、金銭での補償は行われません。3、延長された2年間で行った修理にかかる費用が製品本体購入金額の70%を超えた場合、対象製品の交換を行った場合は延長保証を終了致します。

(4)報告義務等

1、契約時と住所氏名連絡先などが変更になった場合、速やかに購入した販売店までご連絡下さい。変更内容を証明できる書類のご提出をお願いする場合がございます。2、修理を依頼した際、登録内容と一致しない場合は延長保証を受けられない場合がございます。

(5)間接損害

当保証サービスの内容にかかわらず、保証対象商品が使用不能になった事に起因する損害賠償等については補償の対象とならないものとします。

(6)個人情報利用同意

1、当保証サービスを販売店で申し込みした場合、販売店から申込者の注文情報（購入方法、購入日時、支払方法、配送状況）及び個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）が保証を提供するメーカーである株式会社エムテックに登録される事に同意したものとします。2、メーカーへの登録にご同意いただけない場合、当保証サービスへの申込は出来ません。

(7)保証対象外及び保証の終了

以下の該当する場合、当保証サービスは提供できません。

1、登録された商品情報、シリアル番号(製造番号)等に相違がある場合。2、シリアル番号(製造番号)が確認出来ない場合。3、当社が消耗品、部品(付属品含む)類と判断する本体以外のもの。4、修理依頼時に納品書の提示が頂けない場合。5、取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った通常使用状態以外で生じた故障。6、水濡れ、衝撃等による破損、汚損等(故意過失、自覚の有無を問わず、外部からの衝撃、圧力などが確認された場合、異物の混入が原因と診断された場合を含みます。)の場合。7、保証開始から現在までの修理費合計が本体購入金額の70%に到達した場合。8、故意、過失による場合。9、盗難、紛失、置き忘れ、第三者の加害行為による場合。10、火災、爆発、落雷、水没等による場合。11、使用保管環境に起因による消耗、経年劣化、商品の変質、錆び、カビ、変色、その他類似の事由、ペットや害獣害虫による場合。12、主要機能の使用に支障のない外観上の傷、使用に支障の無い不良。13、地震、津波、噴火、台風、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、土砂崩れ等の自然災害による場合。14、日本国外での使用による故障。15、戦争、外国、国内の武力行為、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、又は暴動による損害。16、分解、加工、改造、メーカー以外による修理等が確認された場合。17、メーカー以外の意思による見込修理、予防修理、オーバーホール等。18、その他、メーカーが保証対象と認めない場合。

加入後は、如何なる理由においても当保証サービスの解約、保証料の払い戻しは行わないものとします。当規約は予告無く変更されることがあり、最新の規約を有効とさせていただきます。

販売店から発行された納品書に契約された保証サービス名が記載される事で、販売店の納品書に記載の保証が受けられる保証書となります。納品書を紛失された場合、保証が受けられない事があります。保証期間内に紛失等されないよう大切に保管して下さい。